

令和2年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託仕様書

1 委託事業名

令和2年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務

2 委託の目的

農泊は、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行」であり、農山漁村に旅行者を呼び込み、地域の所得向上を図るものとして注目されている。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大で観光需要が冷え込み、特にインバウンドの見通しが立たない中、地元・地域で安全に過ごす旅として「マイクロツーリズム」が提唱されているが、農山漁村の魅力を感じることができる農泊は、県内の観光の内需喚起を行っていく上で重要なツールとなり得る。

本県の農泊取組地域は教育旅行の受入が中心となっているが、農山漁村ならではの生活体験やもてなしが評価されている一方、より満足度の高い体験を求める声も聞かれる。

そこで、地域資源の磨き上げを通じた魅力ある体験コンテンツの商品化や受入体制整備等を通じて本県の農泊のさらなる推進を図るため、本事業を実施する。

3 業務の内容

農泊モデル地域における勉強会の開催、成果発表会の開催及びモデル地域のPRを行う。
具体的な内容は下記のとおり。

(1) 農泊モデル地域における勉強会の企画運営

笠間市（取組団体：NPO 法人笠間の魅力発信隊）、茨城町（取組団体：ひろうら田舎暮らし体験推進協議会）をモデル地域とし、体験コンテンツの商品化や受入体制整備等を目的とした勉強会を企画運営する。

ア 時期：委託契約締結の日から令和3年1月頃まで

イ 回数：各地域2回以上実施する。

ウ 留意事項

- ・勉強会は、各モデル地域において、地域の課題の整理を行うとともに、地域の目指す姿に即した地域資源の掘り起こしや磨き上げ、課題解決等を通じて誘客促進につながる内容とすること。
- ・体験コンテンツやツアー造成の実績を有する者が担当すること。
- ・モデル地域等との調整や勉強会会場の確保を行うこと。
- ・必要に応じて、課題解決や体験コンテンツの商品化等に向けた試行・検証等を取り入れること。

(2) 成果発表会の開催

勉強会終了後、モデル地域の取組成果を県内での横展開につなげることを目的とした成果発表会を開催する。

○留意事項

- ・モデル地域等との調整や発表会会場の確保を行うこと。
- ・発表会資料を作成すること。
- ・発表会の内容、参集範囲等は県と協議して決定すること。

(3) 県内を中心としたモデル地域のPR

モデル地域の宿泊情報や体験コンテンツなどをマイクロツアーリズムの切り口で効果的にPRすること。

4 業務委託期間

委託契約締結の日より令和3年3月5日（金）まで

5 成果物

事業実施内容及び成果をまとめた事業実施報告書を提出すること（紙2部及びデータ）。

6 その他(共通事項)

- ・新型コロナウイルスの状況に鑑み、勉強会、成果発表会の開催方法等については適宜県と協議すること。
- ・委託事業の実施にあたっては、旅行業法等の関係法令を遵守すること。
- ・事業実施にあたり制作する資料等には、茨城県の実施事業である旨（県からの受託事業であること）を明記すること。
- ・成果物としてのチラシ等の所有権や著作権は、すべて県に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項は、別途協議して決定する。